

## 名張市地域公共交通連携協議会規約

### (目的)

第1条 名張市地域公共交通連携協議会（以下「連携協議会」という。）は、持続可能な公共交通ネットワークの形成に向け、名張市内で運行する地域コミュニティ交通について、当該コミュニティ交通の運行地域のみならず地域の枠を超えた運行主体同士の相互連携により、今後想定される更なる高齢化に伴いより多様化する移動ニーズに柔軟に対応し、地域住民の移動利便性を確保するとともに、地域コミュニティ交通の活性化及び再生を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。

### (事務所)

第2条 連携協議会の事務所は、名張市鴻之台1番町1番地名張市役所内に置く。

### (所掌事務)

第3条 連携協議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域コミュニティ交通の運行協議会に係る連絡調整に関すること。
- (2) 地域コミュニティ交通の事業評価に関すること。
- (3) 地域コミュニティ交通の相互連携に関すること。
- (4) 地域コミュニティ交通の利用促進に関すること。
- (5) 名張市地域公共交通会議から付託された事項に関すること。
- (6) 前5号に掲げるもののほか、連携協議会の目的を達成するために必要なこと。

### (組織)

第4条 連携協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

- 2 前項に定める者のほか、参考意見を聴取するためにオブザーバーを置くことができる。

### (委員の報酬等)

第5条 連携協議会の会議への出席に係る報酬及び費用弁償については、支給しないものとする。

### (役員)

第6条 連携協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人

- 2 役員は、それぞれ委員の互選により選出する。

### (役員の仕事)

第7条 会長は、連携協議会を代表し、その会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (任期)

第8条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げないものとする。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員は、都合により会議を欠席する場合、あらかじめ会長に代理の者を報告することにより、代理の者を出席させることができる。

3 会議の議決は、出席委員の過半数で決することとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は原則として非公開とする。ただし、会議を公開することが相当と認められる協議については、公開することができるものとする。

5 前4項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の取扱い)

第10条 連携協議会で協議が調った事項について、連携協議会の委員はその協議結果を尊重しなければならない。

2 会長は、連携協議会で協議が調った事項について、必要があると認めるときは名張市地域公共交通会議にそれを提議することができる。

(事務局)

第11条 連携協議会の業務を処理するため、連携協議会に事務局を置く。

2 事務局は、名張市地域公共交通会議の事務局がこれを兼務するものとする。

(委任)

第12条 この規約に定めるもののほか、連携協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成29年7月11日から施行する。

(任期)

第2条 連携協議会設立時の委員の任期は、第8条の規定にかかわらず平成31年6月9日までとする。

別表（第4条関係）

委員構成

区 分	委 員	
地域コミュニティ交通運行協議会等	ほっとバス錦運営協議会 薦原コミュニティバス運営委員会 緑が丘コミュニティバス運営協議会 美旗地域コミュニティバス運営審議会 国津コミュニティバスあららぎ号運行協議会 赤目まちづくり委員会コミュニティバス推進協議会 名張市都市整備部	当該組織を代表する者
交通事業者	三重交通株式会社伊賀営業所 名張エフバス 株式会社メイハン	

オブザーバー

国土交通省中部運輸局三重運輸支局 学識経験者 委員随行者 など
---------------------------------------